

デジタル経済課税 GloBE ルールの法制化前に実施すべき事項について

March 2022

In brief

2021年12月に公表された第2の柱の「モデル規則(Model Rules)」に規定されるグローバル税源浸食防止(GloBE: Global Anti-Base Erosion)ルールは、多くの国・地域において2023年からの導入を目指し法制化が進んでいます。

我が国においても、GloBE ルールは、2023年度改正として法制化され、同年度以降、一定規模以上の多国籍企業に適用される可能性が見えてきました。企業は、法制化までに本ルールの適用による自社グループへの影響を早急に検討することを開始し、その対処方法を決定する必要があります。

本ニュースレターでは、GloBE ルールの適用にあたり、将来の税務コンプライアンスをより確実に実行するために、最終親会社として法制化前に実施すべき事項を解説します。

本解説は、「モデル規則」¹を参考としています。本ルールの適用にあたって、今後、公表されるコメントリーや Implementation Framework も考慮する必要がありますので、ご留意ください。

In detail

1. はじめに

我が国においても、多国籍企業グループに係る連結財務諸表の収益が対象年度の直前4事業年度のうち2事業年度において閾値7億5,000万ユーロ以上となる場合には、内国法人である最終親会社に対してGloBE ルールが適用される見込みです。最終親会社は、主に連結子会社からなる構成事業体が所在する国・地域において所得合算ルール(Income Inclusion Rule)が適用される場合には、トップアップ税額を算定する必要があります。

このような多国籍企業が、税務コンプライアンスをより確実に実行するために、法制化前に実施すべき事項を、関係する国々の法制度に関するナレッジマネジメントの実施、ロードマップの作成、影響額試算、データマネジメントの実施およびコンプライアンス体制の構築に分けて解説します。

¹ 「モデル規則」の概要は、2022年1月に発行されたニュースレター「[デジタル経済課税に係る第2の柱における「モデル規則」の概要](#)」を参照ください。

2. 法制度のナレッジマネジメントの実施

第2の柱は、多くの国・地域において2023年から導入されることを目指し法制化が進んでいくと予想されます。これに対して、多国籍企業は、法制化までにGloBEルールの適用による自社グループへの影響を早急に検討することを開始し、最終親会社および構成事業体における対処方法を決めていかなければなりません。本ルールが法制化される前の段階では、GloBE規則ならびに今後公表されるコメントナリーよりおよびImplementation Frameworkを中心に検討を進めることになりますが、同時に、2022年内に、各国・地域において公表される本ルールの適用に関する情報も考慮する必要があります。

その意味において、第2の柱に対する最初のアプローチは、GloBE規則等の解釈の深化と各国・地域における法制化の最新情報の入手といえます。最新情報を確認しつつ自社グループへの影響をタイムリーに更新し続ける必要があります。

3. ロードマップの作成

多国籍企業は、GloBEルールに戦略的に対応していく必要があります。具体的には、組織に与える影響を考慮した上で、人材、業務プロセスおよびテクノロジーの活用を総合的に検討し、対処方法を決定していくことになります。また、2022年内にGloBEルールに関する各種情報が公表されるため、その都度、これらの対処方法を修正していかなければなりません。そのためには、計画実行のためのタスクを整理したロードマップを作成し、プロジェクト管理に対して必要な人材を割り当てる必要もあります。例えば、現時点では、以下のようなタスクが考えられます。

- ・ 各国・地域における最新情報を入手し、グループ全体へ与える影響の評価
- ・ トップアップ税額を試算し、税額の正確性の向上および業務プロセスの改善
- ・ 税務と会計チームが連携し、GloBEルールに対応に必要な情報の整理および情報ソースの特定
- ・ 構成事業体を特定し、本社と構成事業体との連携体制の構築および情報共有方法の整備
- ・ より確実なコンプライアンス実現に向けた税務ガバナンスの整備・構築
- ・ 決算スケジュールへの組み込み
- ・ GloBE情報申告書の作成手順および過年度のトップアップ税額の再計算手続きの検討
- ・ 情報収集システムの活用およびデータ抽出や加工に係るテクノロジー導入の検討

4. 影響額試算

企業においては、早い段階で、第2の柱の導入による企業グループへの影響を概括的に検討することが重要になります。財務会計の数値がトップアップ税額にどのような影響を与えるかを試算し、その計算過程を見直すことで、さらに必要となる詳細なデータが判明します。また、GloBEルールが認めている選択事項を検証するため、複数のパターンに分けて試算を行うことで企業グループにとって有利な事項を決定することができます。試算の実行は、組織としてのGloBEルールに対する理解を深め、計算業務そのものの正確性を向上させ、また計算業務をモデル化・自動化できる業務範囲が明確になってきます。さらに、M&Aなどにより構成事業体が変化した場合の対応のポイントを把握できます。このように影響額試算を実行することで、洗練された業務フローが確立され、将来の法令遵守がより確実なものになると考えられます。

5. データマネジメントの実施

最終親会社は、GloBEルール適用に必要な全データの入手可能性を確認し、情報ソースを特定する必要があります。具体的には、国・地域ごとの実効税率算定にあたり、分母であるGloBE所得および分子である調整対象税額を算定するために必要なデータの入手方法を検討することになります。

GloBEルールにおける所得合算ルールは、財務会計の数値に基づき実効税率が算定されるといった特徴があるため、財務会計の数値の正確性を再評価する必要があります。特に、最終親会社は、いわ

ゆるサブ連結の連結子会社などの単体財務諸表を入手し、必要となる財務会計データの入手可能性および正確性を見直すことになります。さらに、例えば、以下のような情報の入手可能性などを検討していくことになると考えられます。

- ・ 恒久的施設(PE)の財務会計数値
- ・ 最終親会社の財務会計基準と異なる基準で作成される財務諸表数値
- ・ GloBE ルール適用に必要な税効果スケジュール
- ・ GloBE ルール適用における選択事項に関するデータ
- ・ カーブアウト算定に必要な適格従業員および適格有形資産に関するデータ

6. コンプライアンス体制の構築

今後、第2の柱の報告義務として、GloBE 情報申告書の提出が課される予定です。ここで留意すべきは、トップアップ税額が生じないグループ企業であっても、構成事業体の情報、国・地域ごとの実効税率および各構成事業体のトップアップ税額の算定、所得合算ルール等に基づくトップアップ税額の各国・地域への配分に必要な情報を申告しなければならない可能性があります。低税率国・地域に子会社を有しない企業グループであっても、GloBE ルール適用の影響を軽視せず、適時に報告できるようなコンプライアンス体制を構築していくことが求められます。あわせて、トップアップ税額が生じる場合に備えて財務諸表上に適時に計上できるような経理体制も整備することが必要です。

The takeaway

我が国の過去の大幅な税制改正の場合には、法制化から適用開始まで準備期間を与えられることが多かったため、企業は法令を確認しながら準備を進めることができました。しかし、今回、GloBE ルールが国際的な合意のもと 2023 年と早い段階に適用が開始されるため、多国籍企業は、法令の代わりに GloBE 規則等の最新情報を入手しながら、並行して対処方法を検討し準備する必要があります。

また、GloBE ルールによって、財務会計の数値によって税額が決定されるという新しい算定メカニズムが導入されるため、従来にはない税務チームと会計チームの連携体制を確立する必要があります。

当法人は、企業における GloBE ルール適用に係るコンプライアンスを支援するため、全体のプロジェクトマネジメントサービスに加え、国内外の最新情報や影響額試算ツールの提供、IT ツールを活用した業務プロセスフローの構築または GloBE 情報申告書作成サービスなどを提供いたします。是非お気軽にご相談ください。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

パートナー
白崎 亨

ディレクター
城地 徳政

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.